

平成28年第2回西郷村議会定例会

議事日程（6号）

平成28年6月27日（月曜日）午前10時開議

- 追加日程第1 秋山和男君の議会運営委員辞任の件
- 日程第 1 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件
- 日程第 2 請願・陳情に対する委員長報告
- ・文教厚生常任委員会
- 請願第 4号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める請願
- 請願第 5号 「給食費の無償化」をもとめる請願
- 請願第 6号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める請願
- 請願第 7号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める請願
- 請願第 8号 「特別支援学校の設置基準」策定を求める請願
- 請願第 9号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める請願書
- ・産業建設常任委員会
- 請願第10号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願
- 日程第 3 議員派遣の件
- 日程第 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 5 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 6 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 7 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 8 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第 9 延会

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 佐藤厚潮君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	参事兼 税務課長	近藤伸男君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課長	菅野 一君
福祉課長	真船 貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	参事兼 農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	伊藤秀雄君	農業委員会 事務局長	若林哲雄君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

○議長（白岩征治君） ここで、議長より申し上げます。本日、議長に対し、議会運営委員会副委員長、秋山和男君より、議会運営委員の辞任の願いが提出されました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで、議事整理のため、午前10時30分まで休憩したいと思います。ここで議会運営委員会を要請したいと思いますので、議会運営委員会の方、よろしくお願いいたします。

（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前10時30分）

◎秋山和男君の議会運営委員辞任の件に対する委員長報告

○議長（白岩征治君） 秋山和男君の議会運営委員辞任の件について、議会運営委員会を要請いたしました。その結果を議会運営委員長より報告を求めます。

8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） ただいま議会運営委員会を開催し、秋山委員の議会運営委員会に対する辞表提出について協議いたしました。

本人から再度意思の表明をいただき、確認をとれました。本人の意思により、議会運営委員会では了承いたし、議長に報告いたしました。議長は、その後の日程について協議いたしました。

以上でございます。

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） 委員長報告が終わりました。このことについて、議長において直ちに日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） ご異議なしと認めます。

それでは、この辞任願の写しを配付いたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで、暫時休憩いたします。

（午前10時32分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前10時33分）

○議長（白岩征治君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加日程の上程（秋山和男君の議会運営委員辞任の件）

○議長（白岩征治君） それでは、本件につきましては、本日の日程第1の前に、追加日程第1、秋山和男君の議会運営委員会の辞任の件について、辞任をすることにご異議ございませんか。

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 13番ですが、秋山委員の議会運営委員会委員の辞任についての件なのですが、秋山委員からは、この辞任の理由について、一身上の都合のみの理由でございまして、全く委員を辞められる理由が私にはわかりません。

それで、ただ議会運営委員会の不手際によって、いわゆる議会が、本来21日に閉会すべきものが今日まで、6月27日まで約1週間延びてしまった、延会したということは、まさに議会運営委員会の責任は重大であります。

その重大な延会になった理由として、さきの21日の本会議におきまして、その問題になった発端というのが、いわゆる議会運営委員長の、私が委員長をやっております西郷村福祉の推進に関する特別委員会、子育て支援、そしてまた、高齢者福祉生活支援を目的とした特別委員会、この委員長報告について、これを地方自治法とか根拠がないにかかわらず、単なる会議規則の47条の2項、いわゆる解釈によっては全く意味のなさないような条項において、委員長報告をさせないということが1点。

それから、もう1点は、その福祉推進特別委員会の委員長か、また特別委員会委員全員を指しているか、まだわかりませんが、この福祉推進特別委員会の委員長報告に対して、議会運営委員長が、こんなことはパフォーマンスだということの発言を議会運営委員会でしたということによって、私、委員長としても、また恐らく秋山委員は福祉推進委員会の副委員長でありますから、これはやはり聞き捨てならない。また福祉委員会全員に対する、私は侮辱だと思います。こういうことがあって議会が混乱をしたわけでございます。

そして、そういう中で、今日まで議長、副議長が本当に献身的に、議会正常化のために頑張って調整役を買いながら、骨を折ってこられましたけれども、結果として、ここで秋山委員が辞任ということになりました。

しかし、本来であれば、私は議長に申し上げますが、さきの21日の本会議において、議会運営委員長がパフォーマンスだと、福祉推進委員会の委員長報告、活動についてパフォーマンスだという発言について、真偽を確かめました。そうすると、議長は議会運営委員会を開いて、その中で、再度本会議に戻りましてから、議会運営委員会では、そのパフォーマンスといった言葉が確認できなかった、だから、確認できなかったから、これでご容赦願いたいという議長の発言がございました。

私はこの問題について、やはりこれだけ今の高齢者、子育て支援については、まさにいつときの猶予もなく、大事な議会議員として取り組むべき大きな課題であります。これをパフォーマンスというふうに一蹴するような発言をされた議会運営委員長

については、到底許すことができない。そういうことで、私はもう一度、そのパフォーマンスだと言ったことがあったのか、なかったのか確認するために、議長に再度、議会運営委員会での聞き取りをお願いしたいということで、前回の本会議でお願いし、その後、議会運営委員会を開催されました。

この議会運営委員会には、同僚議員4名で傍聴をさせていただきました。その議会運営委員会を傍聴した中では、明らかにパフォーマンスと言ったと、それは本会議中であるか、会議中であるか、その休憩中であるか否かは別としても、その委員会室でそのようなことを言ったということは、全員認めた。ということは、議長の言われた、いわゆる確認できないと言ったことは、全くこれは覆されたわけでごさいます、明らかに福祉推進委員会の委員長、また委員会に対する侮辱であります。

このことは、やはり懲罰に私は値すると思うし、この責任をとるのは、まさに私は議会運営委員会全員であると思います。そういった発言を看過して見過ごしてきた議会運営委員会というものは、地方自治法や会議規則、議会運営確認事項というものをいかに思っているのかと、全く法律を無視しているのか、こういうことです。

それで、この議会運営委員長が言われたこの発言が、問題か、問題でないかということ、これを村民の皆さんはわからないから申し上げますが、この議員必携の185ページにあります。いわゆる、議場内の行為に限られるが、議場外の行為であっても、正当な理由なくして欠席した者、秘密会の内容を漏らした者、また会議運営に直接的な影響を与えるような行為がある場合、議会の議決によって懲罰を科し得ることとなっている。まさにこの会議運営、これだけ1週間も延会する発端になったのは、そのパフォーマンスだと言った議会運営委員長の言葉そのものでございます。また、それを見過ごした議会運営委員会全員の責任です。そしてまた、議長そのものも、確認できないと言ったままで現在に来ております。これは議長の責任もあります。

そういう中で、秋山委員は、この議会延会の問題について、また福祉委員会の副委員長として、やはりこれは見過ごすことはできないということで、私は、副委員長精いっぱいやはり正義感、そしてまた議会運営、そしてまた法律を遵守する、そういう意味から、私は秋山委員は辞職願を出したと思っておりますし、そのように理解しております。

しかしながら、この本来懲罰にかかるべき、また議会議長として、議会運営委員会でのこのような発言があったとするならば、これに対するきちんとしたけじめをとらないでこれを進行すること自体、私はおかしいと思うし、議会運営委員会、この問題についてどのような対応をされるのか、議長において、議事統治権、そしてまた議長の裁量権の中において、その秋山議員の辞任だけではなくて、この大きな延会をつくったその根底の問題、そしてまた、議会を延会させた責任、誰にあるのかしっかりと見きわめて、この議会、本会議に出していただかないと、住民の皆さん、村民の皆さんは、何が正しくて何が悪いのか、なぜ延会になったのかわからないと思います。これはあからさまにやはり表に引きずり出して、住民の皆様にも正しいこの理由を出していただきたいと、議長に心からお願いします。

それから、私は、この辞任問題については審議に入るべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

- 議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君より、議事進行の発言がありまして、前に議会運営委員会におきまして、議会運営委員会の中で、委員長がパフォーマンスだと言ったことについて、当時そのときは、私、よく明確ではなかったものですから、\_\_\_\_\_ というようなことをございました、その後、パフォーマンスと委員会で認めたということでございましたので、この点については私の不適切な発言かと思いますが、この件については削除させていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

（「議長」という声あり）

- 議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

- 12番（後藤 功君） 12番、議事進行について。

ただいま佐藤議員から、この議事進行で、今回の議会運営の中でいろいろ問題点、今述べておりました。その中で、私もこれ本当に、秋山委員が辞任をなさった、しかしその張本人というか、パフォーマンスだと言った方が何の反省もなし、またとがめることもない、責任もとらない、これは一体どういうことなんだと。

私は、責められるべきはやはりこの、片手落ちでというか、佐藤議員は全員の責任だと、私も全く同感であります、議会運営委員会そのものが、この議事運営について円滑に進行するように、そういう機関でありますね。その中で、その役割があるにもかかわらず、そういう議会運営委員会そのものを否定するような、みずから、委員長がパフォーマンスだと、これは非常に重大なことであります。このことについて何の責任もとらない。一体どういうことなんだと。議長は、そのけじめをどうとらせるんだ。

これをまず、秋山委員以前の問題として、私どもはこの根本原因たる今回のこの問題について、そこをどういうふうに処置するのかと、それを議長、どう考えているんですか。

- 議長（白岩征治君） 12番後藤君に答弁をいたします。

今、後藤君より、その責任をどうとるんだというような質疑でございますが、辞任するかしないかは、その本人でございますので、議長において、それを辞任しろとか、そういうことは一切私のほうからは言うわけにもいかない、ご理解を賜りたいと思います。

13番佐藤富男君。

- 13番（佐藤富男君） 議長、私が申し上げているのは、西郷村議会が、法治国家の中の、いわゆる法を守りながら粛々と議事運営を進めていくという、その根底のものを今覆そうとしている。そして、まさにお茶飲み話、そしてまた議会が議会として意味をなさない、尊厳をなくした議会になってしまうかどうかの、今瀬戸際なんです。

ですから、例えば西郷村福祉の推進に関する特別委員会、これは3月定例議会できちんと、反対者3名おりました、1番、2番、3番議員は反対されました、しかし、

多数決でこの議会で、この福祉委員会の設置については可決されたんです。合法的にされたんだと。そしてまた、合法的にいわゆる可決されれば、たとえ反対であろうと賛成であろうと、これは議会の意思になって、議会議員として、法を守る議員として、この議決に従わざるを得ない、そういう責務、義務があるんです。

その義務さえ放棄をしながら、そしてこの委員会活動についてパフォーマンスだと議会運営委員長が言って、そういう無法なことが、この西郷村議会で通るんですか。じゃ、これからみんな、私たちもそのような、人をばかにしたような、議員をばかにしたような、議会をばかにしたような発言をしても通るんですか、この西郷村議会は。

そして、その議会運営委員会の委員が、そういったものをみんなで認めて、不法でもいいんですよと言っているんですよ、議会運営委員会が。なぜ議会運営委員会で、パフォーマンスと言った言葉に対して、法律的に、会議規則で、果たして本当に適切であったのかどうか、これは決めるべきで、本人が辞める、辞めない以前の問題じゃないですか。会議規則、自治法、そういうものに照らしながら、この議会が運営されなかったら、何でもありだと、そうなりますよ。

議長、これは西郷村議会の尊厳を保てるかどうかの問題だし、これから懲罰にかかるような発言がこの議場でされても、それを議長は認める議会でいいのかどうか、このことについて、やはり前例をつくっては、私はいけないと思います。

そして、ましてやこの福祉推進委員会というものが、これだけ今村民にとって大事な、子育て中のお母さんにとっても大事な問題を審議すること、これをパフォーマンスという、西郷村議会が決めつけたこと、これは大変重大な問題です。議長、しっかりとこの辺、地方自治法にのっとって、この発言について議会運営委員会、議長の諮問機関としての、きちんとした住民に納得できる責任説明をできるように、まとめていただきたいと思います。

#### ◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君より議事進行がありまして、この件について再度審議をする、余地がまだあるということでございますので、ここで午前11時30分まで休憩したいと思います。

ここで議会運営委員会を開催していただきたいと思います。

（午前10時50分）

#### ◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時30分）

○議長（白岩征治君） 今ほど議会運営委員会を開催いたしましたところ、まだ議会運営委員会では議事の整理ができないというようなことで、ここで午後1時まで休憩をしていただいて。

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番、議事進行を議長にしたいと思います。

1点目なのですが、21日が最終日の予定で、30日まで延会になったと。そして、今日まで何日か日にちがありました。議事運営についての議会運営委員会は開催されたかどうか、議長に1点目としてお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君より議事進行がございまして、議会運営委員会は開催はしておりません。大変失礼いたしました。24日金曜日に議会運営委員会を開催しております。

14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 24日に、議会が円滑にいくように議長が議会運営委員長のほうに諮問して議会運営委員会が開かれたと。それなのに、なぜこんなふうに延びるのか、私はちょっと疑問に思っております。

そんな中で、今日、秋山議員のほうから議会運営委員会を辞職するという出され、今に至っておりますが、議長のお計らいで全員協議会にさせていただいて、秋山議員のほうから再三と、こう聞きたいことがありますので、全員協議会に切りかえていただけるようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君から、全員協議会を開催して、詳細な意見を聞きたいということでございまして、今ほど、午後1時まで休憩ということで宣告しております。この中で議会運営委員会を開催……（不規則発言あり）休憩したいと思いますので、ここで休憩しますので、その中で議会運営委員会を開いて、全員協議会について……（不規則発言あり）それでは、先ほど休憩と申し上げましたが、今議事進行の中で、全員協議会を開催したらどうだということの議事進行がありましたので、ここで皆さんにおはかりをしたいと思います。

この議事進行を実施したいということについて、賛成……（不規則発言あり）じゃ、ここで取り計らいます。この全員協議会を開催について、賛否をとりたいと思います。全員協議会を開催するということに賛成の……（不規則発言あり）じゃ、異議ないですか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君。

○1番（松田隆志君） 採決をとるよう求めます。

○議長（白岩征治君） 今、1番松田隆志君より、採決でお願いしますというようなことのでございますので……（「記名投票でやってください」「無記名で」という声あり）今、投票という声が出ておりますので、投票が優先ということになりますので、それでは投票で行いたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午前11時37分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時38分）



○議長（白岩征治君） 投票ということですが、これを無記名か記名かどちらかにしたいと思いますので。（不規則発言あり）それでは、「無記名」、それから「記名」ということで、これを投票といたします。それによって決定いたしたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 38 分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前 11 時 39 分）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 事務の手續もございますので、ここで午後 1 時まで休憩したいと思います。

（午前 11 時 40 分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

○議長（白岩征治君） ただいま 14 番大石雪雄君の議事進行による、全員協議会開催について、会議を表決ではなく採決にすることになったことに伴い、無記名投票と記名投票の要求が同時にありました。したがって、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、いずれの方法によるかを無記名投票により決定いたします。

議場の出入り口を閉めます。（議場閉鎖）

○議長（白岩征治君） もう一度読みます。いいですか、わかりましたか。

まず先に要求のあった記名投票について決定いたします。

ただいまの出席議員数は 15 名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 12 番後藤功君、13 番佐藤富男君、14 番大石雪雄君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。記名投票に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。投票用紙の配付、お願いします。（投票用紙配付）

○議長（白岩征治君） 念のため申し上げます。記名投票に賛成の方は……ただいま 14 番大石雪雄君の議事進行による全員協議会開催について、会議を表決ではなく採決になったことに伴い、無記名投票と記名投票の要求が同時にありました。したがって、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、いずれの方法によるか無記名投票により決定いたしますということであり、わかりましたか。

まだその下を、じゃ、読んでみます。今投票用紙を配りました。念のため……（不規則発言あり）先ほど投票用紙を配りました。念のため申し上げますが、記名投票に

賛成の方は賛成ですね、それから……

議会事務局長。

- 議会事務局長兼監査委員主任書記（藤田哲夫君） 失礼いたします。議会事務局より、今回の記名投票を優先にするかどうかの表決をとるに当たり、投票になることになったので、これからご説明いたします。

まず最初に、お配りした投票用紙についてなのですが、今回は大石雪雄議員より、最初に記名投票でというふうなことがありました。その後13番佐藤富男議員から、無記名投票とありました。これを同時とみなします。同時の場合には、記名投票と無記名投票とどっちに決めるかをしなければいけませんが、このときはかかる順番としては、最初に言った14番議員のほうの記名投票について、はかっていきたいと思えます。

はかる際に、この投票なのですが、記名投票に賛成する方は「賛成」と、反対の方は「反対」と、無記名で投票することとなっております。記名投票でいいという人は「賛成」、記名投票ではだめだというふうな人は「反対」です。それで、その逆転が結果になります。

以上です。

- 議長（白岩征治君） 投票用紙の漏れはありませんか。  
（「なし」という声あり）

- 議長（白岩征治君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検いたします。

立会人の方は投票箱の点検をお願いします。（投票箱点検）

- 議長（白岩征治君） 異状ございませんか。  
（「なし」という声あり）

- 議長（白岩征治君） 異状なしと認めます。  
ただいまから記名投票とすることに賛否に対する投票を行います。  
事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。  
点呼を命じます。  
議会事務局長。

（事務局長の点呼により議席1番から順次投票）

- 議長（白岩征治君） 投票が終わりました。投票漏れはありませんか。  
（「なし」という声あり）

- 議長（白岩征治君） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。

開票を行います。12番後藤功君、13番佐藤富男君、14番大石雪雄君の開票の立ち会いをお願いします。（開票）

- 議長（白岩征治君） 投票の結果を報告いたします。  
投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ。賛成1、反対14。  
以上のおり、反対が多数です。

全員協議会の開催の決定に伴うに従って、投票の方法は無記名投票と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。(議場開鎖)

- 議長(白岩征治君) これから、全員協議会の開催の件の、この採決については、……先ほど投票が行われまして、その結果として、……無記名投票で行います。

◎休憩の宣告

- 議長(白岩征治君) 休憩いたします。

(午後1時19分)

◎再開の宣告

- 議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後1時19分)

- 議長(白岩征治君) これから全員協議会開催の件のこの採決については、無記名投票と決定いたしましたので、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。(議場閉鎖)

- 議長(白岩征治君) ただいまの出席議員数は15名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に15番真船正晃君、1番松田隆志君、2番高橋廣志君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、白票は「反対」とみなされることにご注意を願います。(投票用紙配付)

- 議長(白岩征治君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

- 議長(白岩征治君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

立会人の方は投票箱の点検をお願いいたします。(投票箱点検)

- 議長(白岩征治君) 異状ございませんか。

(「なし」という声あり)

- 議長(白岩征治君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。議会事務局長。

(事務局長の点呼により議席1番から順次投票)

- 議長(白岩征治君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

- 議長(白岩征治君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。15番真船正晃君、1番松田隆志君、2番高橋廣志君、開票の立

会をお願いいたします。（開票）

○議長（白岩征治君） 投票の結果を報告します。

投票総数15、有効投票15、無効投票ゼロ。有効投票のうち賛成が14、反対1。  
以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、全員協議会の開催に当たりましては、賛成多数で決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。（議場閉鎖）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで暫時休憩いたします。

（午後1時29分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時32分）

○議長（白岩征治君） この全員協議会の議事進行にありまして、その前に13番佐藤富男君から議事進行がありましたので、まずそのほう、どちらを優先するか、ここで、全員協議会のほうを先にやっていますか。異議ないですか。この全員協議会を先にやるように、富男君の前の議事進行で私に答弁を求めたやつなんですけれども、そのときに大石雪雄君から議事進行が出まして、そちらが優先になったものですから、全員協議会のほうを先にここで審議したんですけれども。どちらを先に、議事進行のこの大石雪雄君のほうの、じゃここで全員協議会のほうに切りかえたいと思います。

そこで、ここで皆さんにおはかりいたします。

執行者の出席はどうしますか。（「そのまま」という声あり）それでは、執行者の方もそのままでもいいと思います。

---

ここで本会議のほうは休憩いたしまして、全員協議会のほうに切りかえてまいりたいと思います。それで、時間のほうはどれぐらいとったら。（不規則発言あり）本会議のほうがあるものですから、ある程度、いいですか。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで本会議を休憩いたします。

（午後1時37分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時39分）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 先ほど「本会議を休憩」と言いましたが、時間を決めてやりたいと思いますので、本会議の休憩は、午後3時まで休憩いたします。

（午後1時40分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後 3 時 0 0 分）

◎会議時間延長の議決

○議長（白岩征治君） ここでおはかりいたします。

先ほど、本日の会議時間について議会運営委員会に諮問した結果、本日の会議は、午後 6 時までと延長したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は午後 6 時まで延長いたします。

先ほど、私が発言した全員協議会の傍聴人の許可の件であります。全員協議会で発言したつもりでありましたが、誤って本会議の発言となってしまったこととおわびを申し上げたいと思います。傍聴人の取り扱いについては、改めて全員協議会でおはかりをしたいと思います。

全員協議会での傍聴者の許可についての発言は取り消ししたいと思います。ご異議ありませんか。

13 番佐藤富男君。

○13 番（佐藤富男君） 傍聴人の方が、全員協議会を今までは特に退席を願っていたということはないと思います。また、それと、やっぱり公開が大原則のこの議会でございますから、これを全員協議会だから、例えば退席願うということは、これは法律的に地方自治法、または会議規則でどのような形でそういうことができるのか、できないのか、ちょっとわからないものですから、それは具体的に根拠になるものをお示し願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 13 番佐藤富男君の議事進行について整理したいと思います。

全員協議会は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。それから、議会会議規則で、議長は必要があると認めたときは、傍聴人の退場を命ずることができるということになっておりますので、一応、これについては全員協議会の中で、皆さんにおはかりをして、決めていきたいと、そんなふうに思いますので。

13 番佐藤富男君。

○13 番（佐藤富男君） 私、個人的に議会というのは公開が原則でありますし、また、ましてや情報公開という形の中で、傍聴人をこの会議の中から締め出すということについては、ちょっと理解できないですね。議長が、本会議において、そういうことをきちんと私は判断すべき、また議会も判断すべきだと思います。

全員協議会の、要するに一般住民のわからないところで、そういうものを締め出すということはいけないと思いますから、堂々この本会議において、その傍聴人を傍聴させるかどうかについての賛否は問うていただきたい。採決でお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 13 番佐藤富男君の議事進行についてであります。賛否を問うていただきたいという質疑であります。まだ、全員協議会に入っていないので、全員協議会のときに、その辺についてご質疑していただければと思いますので、ご理

解を賜りたいと思います。

13番佐藤富男君。

- 13番（佐藤富男君） なぜ本会議の中で、その全員協議会の傍聴人の傍聴ができるかできないかということを採用できないのか。決められないのか。なぜ全員協議会でなければならないのか、説明がやっぱりわからないですね。

特に、秋山委員の辞任の問題、これはもう上がっていますし、また、本会議についての議運長のパフォーマンスの問題もあからさまになっております。

これ以上、何をもって全員協議会でそういった傍聴人を締め出すようなことを意図とするのか、理解できない。もし、そういうことでやるのであれば、やはり住民に公開された中で、いわゆるもう住民に堂々とその傍聴をこのような形でもって、締め出したということをあからさまに私はしていただきたいと思いますので、賛否でお願いいたします。

- 議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君にお答えいたします。

先ほど、今申し上げまして、この取り消しについて、私のほうで皆さんに取り消しの許可をいただきまして、それについて、これはこれとして、全員協議会の中でそのあれを、皆さんのご承認をしていただきたいなと思ったんで、それで私がここで言ったのは、ちょっと私の議事の勘違いで、私は本会議を閉会したつもりで、ここで全員協議会のほうに切りかえますというようなことを言った、そのようなつもりでこの発言をしたというような記憶があるもので、それについて、今、取り消し、謝罪をさせていただきました。そして、この全員協議会の傍聴人については、議長の許可を得た者が傍聴することができるという会議規則の中になっておりまして、またもう一つは、議長は必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができるというようなことで、ちょうどまだ全員協議会の中で、いろんな審議がきちんとなされていないものですから、やっぱりそんな関係で傍聴人に聞かせるようなことではないのかなど、そんなふうにしたもので、私が発言したものでありますので、その点についてはご理解いただきたいと思います。

13番佐藤富男君。

- 13番（佐藤富男君） 13番ですが、それは議長の判断も、もちろんそれは大事かもしれないけれども、この本会議の中で、議員からそのような意見が出たというものについて、議長としては無視してよろしいのでしょうかね。

本会議において、これは採決をして、傍聴人を締め出すとか、出さないでいいのかということをはかって、そして処理してほしいという議員のいわゆる採決を求める議事進行なものですから、この議事進行について、議長が無視するのでしょうか。また、無視してもいいのかどうか。きちんと法律的にきめ細かにその辺を説明していただきたいと思います。（不規則発言あり）

- 議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君の議事進行について整理したいと思います、何度も言うようなんですけれども、私もここで本会議の中で間違っ失言したということですが、（不規則発言あり）

12番、ちょっと、私はこの会議規則の中で（不規則発言あり）やっているものな  
んですけれども。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 憎まれ役を買うかもしれませんけれども、今の議長がいわゆる  
傍聴人を締め出すというような話、先ほど、例えば休議中でなくてどうだとかという  
話がありましたけれども、私は傍聴人を締め出すことは大反対。

それで、今、そういったことについて議長が発言されていますけれども、これに対  
して本会議で12番議員から投票でやれというような動議が出されましたね。私もそ  
れは賛成しますから、会議規則上は動議成立ではないですか。（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。前に出て議事進行してください。

12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 賛否は投票でやってください。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後3時12分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時13分）

○議長（白岩征治君） 「この採決は投票でやってください。」ということでございます  
ので、投票でやりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。（不規則  
発言あり）

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君の議事進行で、投票ということで、もう議事が進  
行しておりますので、投票で進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたい  
と思ひます。

12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 投票は記名投票をお願いします。

○議長（白岩征治君） 投票は記名をお願いしますということでございますので。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 投票は無記名をお願いします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後3時16分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時18分）

○議長（白岩征治君） ただいまの後藤功君の議事進行では記名投票と、13番佐藤富男  
君の要求では無記名ということでもありますので、投票の要件が同時にありましたので、  
したがって、会議規則第82条第2項の規定によりまして、いずれの方法によるか、

無記名投票により決定いたします。

議場の出入り口を閉めます。（議場閉鎖）

○議長（白岩征治君） まず、先に要求のあった記名投票について決定してまいります。  
ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、3番真船正康君、4番鈴木勝久君、5番佐藤厚潮君を指名いたします。

投票用紙を配ります。（投票用紙配付）

念のために申し上げます。記名投票に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 配付漏れなしと認めます。

立会人の方に投票箱の点検をお願いします。（投票箱点検）

異状ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異状なしと認めます。

ただいまから、記名投票とすることの賛否に対する投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

（事務局長の点呼により議席1番から順次投票）

○議長（白岩征治君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。（投票完了）

開票を行います。3番真船正康君、4番鈴木勝久君、5番佐藤厚潮君の開票の立会いをお願いします。（開票）

投票の結果を発表いたします。

投票総数15、有効投票15、無効票ゼロ、賛成5、反対10であります。

以上のおり反対多数です。したがって、投票の方法は無記名投票と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。（議場開鎖）

これから、全員協議会の傍聴についての採決を行います。

この採決については、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。（議場閉鎖）

○議長（白岩征治君） ただいまの出席議員数は15名です。

次に、立会人を指名いたします。



会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番南館かつえ君、7番藤田節夫君、8番金田裕二君を指名いたします。

投票用紙を配ります。(投票用紙配付)

念のために申し上げますが、本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。(不規則発言あり)

前に申し上げましたように、全員協議会の傍聴人についての認めるか認めないかということ。

認めるほうには賛成、認めないというほうには反対でお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の方は投票箱の点検をお願いいたします。(投票箱点検)

異状ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。議会事務局長。

(事務局長の点呼により議席1番から順次投票)

○議長(白岩征治君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。(投票完了)

開票を行います。6番南館かつえ君、7番藤田節夫君、8番金田裕二君の開票の立会いをお願いいたします。(開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ、賛成15、反対ゼロであります。

以上のおとり、賛成全員です。

全員協議会の傍聴人の許可は可決されました。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) それでは、本会議のほうを暫時休憩いたします。(不規則発言あり)

(午後3時39分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 先ほど暫時休憩としておりますので、ここで再開いたします。

(午後3時39分)

○議長(白岩征治君) 先ほど、この投票の中で議場を閉鎖しておりまして、投票が終わ

りましたので議場を開場いたします。（議場開鎖）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで、本会議を暫時を休憩いたします。（不規則発言あり）  
（午後 3 時 4 0 分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 会議を再開いたします。  
（午後 5 時 1 4 分）

◎会期延長の件

○議長（白岩征治君） ただいま本日の議事日程について、ここで時間がまだ足りないようでございますので、会期を延長したいと思います、異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。  
それでは、会期を 7 月 3 1 日までとしたいと思います、異議ないですか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 大変失礼いたしました。本定例会の会期は 7 月 3 1 日と言いましたが、3 1 日は日曜日でありますので、2 9 日としたいと思います。  
それでは、7 月 2 9 日までの延長とすることに異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は 7 月 2 9 日まで延長いたします。  
それでは、後日の議会をいつごろ開催したいか、皆さんにおはかりをしたいと思います。  
議長一任で異議ないですか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） それでは、議長一任ということでございますので、後日、皆様のほうに通知をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。  
議会事務局のほうで、書類の整理が、まだ調べていないということでございますので、その準備期間がありますので、今日はこれにて延会としたいと思います、異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、延会にいたします。大変お疲れさまでした。  
（午後 5 時 1 8 分）